

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業への被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している。

鳥獣捕獲の一層の促進と狩猟の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行った。

よって、国においては、法改正の趣旨にのっとり、今後、鳥獣の捕獲促進体制を強化するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導し、より効果的かつ広域的な対応を行うための仕組みを検討すること。
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣

福島県議会議長 平出孝朗